

改正案	現行
<p>関税・外国為替等審議会令(平成十二年政令第二百七十六号)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第一条 関税・外国為替等審議会(以下「審議会」という。)は、財務省設置法第八条第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令(平成六年政令第四百十五号)第十六条、不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)第二十条、緊急関税等に関する政令(平成六年政令第四百十七号)第十二条、報復関税等に関する政令(平成六年政令第四百十八号)第二条、中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令(平成十四年政令第百十五号)第九条、シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令(平成十四年政令第百十六号)第六条及びメキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令(平成十七年政令第三十四号)第七条の規定によりその権限に属させられた事項(第六条第一項において「相殺関税等に関する事項」という。)を処理する。</p>	<p>関税・外国為替等審議会令(平成十二年政令第二百七十六号)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第一条 関税・外国為替等審議会(以下「審議会」という。)は、財務省設置法第八条第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令(平成六年政令第四百十五号)第十六条、不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)第二十条、緊急関税等に関する政令(平成六年政令第四百十七号)第十二条、報復関税等に関する政令(平成六年政令第四百十八号)第二条、中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令(平成十四年政令第百十五号)第九条及びシンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令(平成十四年政令第百十六号)第六条の規定によりその権限に属させられた事項(第六条第二項において「相殺関税等に関する事項」という。)を処理する。</p>

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)</p> <p>(支払金の指定)</p> <p>第一条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (省 略)</p> <p>五 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条第一項、第七条第一項、第七条の七第六項又は第七条の九第十一項の規定による還付金</p> <p>六 十七 (省 略)</p>	<p>国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)</p> <p>(支払金の指定)</p> <p>第一条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 同 上</p> <p>五 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条第一項、第七条第一項又は第七条の七第六項の規定による還付金</p> <p>六 十七 同 上</p>